

○沖縄県公共工事入札契約適正化委員会運営要領細則

(趣旨)

第1 本細則は、沖縄県公共工事入札契約適正化委員会運営要領第9条の規定に基づき、委員会の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象建設工事)

第2 要領第2条第1項に定める「県が発注する建設工事等(以下「発注工事等」という。）」とは、建設工事並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の業務とする。

(委員の選任)

第3 特定の建設業者と密接な関係のある者(役員及び役員に準ずる地位にある者等)は、委嘱してはならない。

2 委員が任期中に特定の建設業者と密接な関係を有することとなる場合は、速やかに委員の改任を行う。

3 学識経験を有する者とは、大学の土木工学、建築工学又は法律学及び経済学の教授等並びに弁護士のほか、社会経済情勢に精通し、社会的信望を有する者をいう。

(委員の公表)

第4 委員の氏名及び職業については、年度当初の委員会の開催後、及び委員の交代があった場合の直近の委員会開催後に速やかにこれを公表する。

(定例会議及び随時会議)

第5 公共工事の報告は、定例会議開催前の事務局が定める日までに、入札契約方式別発注工事等総括表及び部局別一覧表により行うものとする。

なお、予定価格が250万円未満の発注工事等については、報告対象から除外するものとする。

(審議事案の抽出)

第6 定例会議において審議の対象となる事案の抽出は、第5の入札契約方式別発注工事一覧表の中から入札契約方式別に、あらかじめ当該事務について委員会の委任を受けた委員が定例会議開催のときまでに、無作為に抽出するものとする。

(審議事案の説明及び審議)

第7 審議事案の説明は、入札契約方式の区分ごとに抽出事案説明書により、原則として当該工事の建設業者の選定を行った建設業者指名審査会を所管する部(以下「選定部という。）」が行うものとする。

2 委員による審議は、審議事案に係る競争参加資格の設定及び指名業者の選定方法等が、

主として法令の規定に基づき適正に行われているかどうか留意する。

(再苦情の処理)

第8 再苦情の処理については、次のとおり取り扱うものとする。

1 審議の対象

- (1) 委員会は、一般競争入札、指名競争入札及び随意契約による発注工事等で指名されなかった者が、選定部の理由説明に対し不服がある場合
- (2) 総合評価方式において、選定部の非落札の理由説明に対して不服がある場合
- (3) 指名停止又は警告若しくは注意の喚起を受けた者が、選定部の理由説明に対し不服がある場合

2 審議の方法

委員会は、再苦情の申立者及び選定部の長からの書面の提出、その他委員会が必要と認める方法により、審議を行う。

3 意見書の作成及び公表

委員会は、再苦情に係る審議を終えたときは意見書を作成し、当該申し立てがあった日から概ね50日(休日を含む。)以内に選定部の長に報告を行うものとする。

委員会は、作成した意見書を公表する。

4 再苦情に対する回答

選定部の長は、委員会から再苦情の審議結果について報告がなされたときは、その日から7日以内(休日を含まない。)以内に、申立者に対してその結果を書面により回答しなければならない。

(業務改善等の報告)

第9 委員会から意見の具申のあった選定部の長は、改善すべき事項についての措置内容、その他の対応状況について委員会に報告しなければならない。

(議事概要の作成及び公表)

第10 委員会の審議事項については議事概要を作成し、速やかに公表する。

附 則

本細則は、平成21年2月10日から適用する。